

議案第14号

天理市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

天理市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定しようとする。

令和5年3月6日提出

天理市長 並 河 健

天理市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人

情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは、「14日以内」と読み替えるものとする。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(天理市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第8条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、天理市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年3月天理市条例第 号）第2条に規定する天理市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法第3章第3節の施策を講ずる必要があると認められるとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(天理市個人情報保護条例の廃止)

第2条 天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）は、廃止する。

(天理市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の天理市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項に規定する受託した業務若しくは公の施設の管理業務に従事している者又はこれらの業務に従事していた者に係る同条第2項の規定による当該業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第14条の規定による旧個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第15条又は第24条第1項から第4項まで若しくは第7項の規定により準用する第15条第2項の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第23条に規定する手数料等を含む。）又は旧条例第24条第5項に規定する訂正等については、なお従前の例による。

4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 第1項又は第2項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の

施行前において公文書に記録された個人情報をおの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第4条 天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条中「天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。